

わが国にとって、全国民宅までの光ファイバー網整備が促進するためのあらゆる法整備を行うことが必要であり、特に次のような措置が講じられることが急務と考えられる。

- * NTT 以外の事業者が NTT と全く同等の条件又は NTT よりも優先的に管路、とう道、電柱等を線路敷設のために使用できるようにすること。現状では NTT の将来使用予定等が優先され、他事業者が使用できない可能性を秘めているが、それを現状で使用可能な状態であれば、NTT のいかなる抗弁にも関わらず、先に使用した者が優先されるようにする。純粋な First come, first served = 早い者勝ち制にすること。それにより、既存の空きインフラを最大限活用した、光ファイバー等の線路敷設、電気通信設備投資が敏速に進むことが期待される。NTT にいかなる優先権も与えないことが大切である。何もしないことを助長させないこと。「将来使用する予定があるから他事業者は使用できない」というような拒否権を NTT に与えないこと。

現在の NTT インフラネットという管路、とう道等の管理会社から「NTT」の冠を外した、電柱管理も含めた中立会社の管理下に移行すること。参考：
<http://www.nttinf.co.jp/special/html/036.html>

- * 電柱共架料金、管路、とう道使用料金を無料、又は無料に近い料金にすること。特にそれが光ファイバーケーブル敷設に伴う場合には優遇料金にすることも考えられる。
- * 一般第二種電気通信事業者が線路敷設することを不可能とするような有害無益な制限があるならば、事業者の創造意欲、自由な活力を阻害し、国益に反するのみである。その他、可能なことはすべて可能であり、実益のない不可能化を好む制度は撤廃すること。なぜできることを不可能にしなければならないのか、そのことによる利益と不利益を十分説明できない場合は、事業活動の自由を制限しないこと。公共の利益の増進という目的に反することになるような規制を、自己満足のためにのみ維持増加させないこと。
- * NTT の光ファイバー回線を他事業者が長期増分費用で使用できるようにすること。加入者端末系光ファイバー回線料金は政策価格としてメタル回線料金レベルに設定し、--- 実際そうなるのだが ---一般家庭への光ファイバー接続を促進すること。実コストを反映しない高い料金では低所得層までの光ファイバー網化は遅れることになる。
- * NTT 局舎間の中継系光ファイバー回線料金は一端末回線料金並に設定すること。
- * デジタルデバイド問題緩和のための公共インターネットアクセス施設整備。高速イン

ターネット端末が十分な数だけ設置された公共施設を整備すること。図書館、学校、公民館、公衆インターネットボックス等。

*（接続期間及び費用最小化）NTT 網との相互接続のために費やされる時間と費用の最小化のために細心の注意が払われたルールが必要である。1 週間（以下）単位で次行為（アクション）がなされるように義務付けること。現状では一ヶ月という期限が定められていれば、3 日で可能な回答にも一ヶ月ぎりぎりまで遅延させて回答するような非生産的遅延行為が横行している。

費用については、半分で済むような接続工事を数倍の費用にするための接続形態を強制するという、悪質な損害強要行為が行われている。例えば、4 枚の壁貫通工事を省くことが可能な接続方法があり、新規管路掘削、新規電柱建設が不要な配線方法があるにもかかわらず、その無駄な出費により、利用者料金の高騰化を招かせるという公共の利益、国益に反する強要がしばしば行われている。

*（不公正取引禁止）NTT 関連会社、NTT への資材供給会社、下請け工事業者等が NTT との取引のみを行い、他の新規参入通信事業者との取引拒絶等、不公正な取引方法が行われている。NTT と取引ある事業者は他の競争通信事業者との同様の資材供給等の取引の拒絶ができないこと、独占禁止法に抵触する不公正な取引方法であることを周知させること。電気通信事業法第 34 条の取引拒絶禁止条項に順ずる、NTT 関連会社の NTT 競争事業者との取引拒絶禁止ルールを明確化すること。違反事業者には厳罰をもって対処すること。

また、NTT 自らが NTT 関連会社と競争事業者との取引妨害、公正取引委員会告示、「不公正な取引方法」の 15（競争者に対する取引妨害）を行うことがある。

不公正取引慣習により、公正な競争が阻害され、消費者利益、公共の利益の増進が著しく損なわれている。

独占禁止関係法規が形骸化している。

裁判官、弁護士、裁判所の数が過度に不足しており、法治国家たりえない状態では社会の不正化が進まざるを得ない。不正が正されない、憲法第 32 条に規定される裁判を受ける権利が実質的にない状態の国である。法務局はあるが裁判所はないような都市が多数存在することが、この国の不正化を増進している。

参考：太田 昌孝 著「FTTH の経済学」情報処理学会誌平成 12 年 6 月号コラム
「本当のインターネットをめざして」より

（著者掲載許諾済）

線路敷設権問題

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/economy/husetsu/index.html>

以上